

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年四月十五日法律第二十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。